

政令第二百二十五号

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の三、第十七条第一項及び第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四わら類の項の次に次のように加える。

再生資源燃料	一、〇〇〇〇
--------	--------

別表第四備考中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

（消防法施行令の一部改正）

第二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中「わら類」を「わら類、再生資源燃料」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。

（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分のうち、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものにおける屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備及び自動火災報知設備に係る技術上の基準については、第二条の規定による改正後の消防法施行令第十一条から第十三条まで及び第二十一条の規定にかかわらず、平成十九年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「別表第四備考第五号」を「別表第四備考第六号」に、「同表備考第七号」を「同表備考第八号」に改める。

